

福岡市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル



〔改訂概要〕

目次

1. 改訂の経緯	1
(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯	1
(2) 本市の施設整備の基本的な考え方	1
(3) これまでの取組実績	2
2. 改訂のポイント	3
(1) 客室について	3
(2) 福祉型トイレ内の設備や機能のさらなる分散化	5
(3) 客席及び舞台について	7
(4) 当事者別の配慮事項の充実	8
3. 改訂の主な項目と内容	10

福岡市

令和2年3月

1. 改訂の経緯

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

〔福祉のまちづくり条例 制定〕

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け、またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく、平成10年4月に「福岡市福祉のまちづくり条例」、翌11年4月には「同条例施行規則」を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などのバリアフリー化を進めてきました。

〔施設整備マニュアル〕

施行規則と同時に、整備基準等をわかりやすく解説した『福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル』を作成し、施設管理者、設計者、事業者などが施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み、時代の変化などに対応して改訂を行ってきました。

前回の改訂以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正）」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂などバリアフリーに関する国の基準などが大きく見直されており、これらの内容を踏まえ、施設がより使いやすいものとなるようマニュアルを改訂しました。

なお、施設整備マニュアル改訂版の内容については、令和2年4月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

ただし、「車いす使用者が円滑に利用できる客室の必要数（整備基準）」については、令和元年9月1日に改正しています（建築物 [13 客室]）。

(2) 本市の施設整備の基本的な考え方

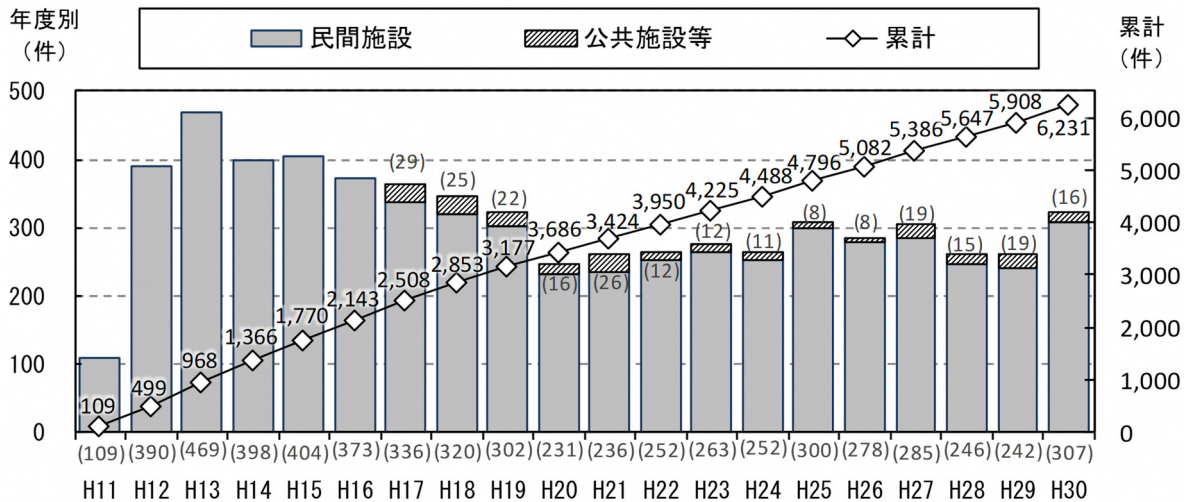
条例の主旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指します。そのため、事業主等の理解と協力を得ながら、高齢者、障がいのある人等が移動・利用しやすいなど、すべての市民の多様性が認められた、思いやりのある施設整備を求めます。一方で、建築物等の用途や主な利用者は一様ではなく、また規模も大小様々です。そのような多種多様な建築物等に対して一律の基準で施設整備を求めた場合、特に小規模な建築物等では整備が難しくなるケースが多く生じることが考えられます。そのため、用途や規模に応じた思いやりのある建築物等が着実に増えていくよう、それぞれの特性を踏まえた適切な基準を設定しています。

※建築物等の用途や規模に応じて適切に基準を設定していますが、可能な限りより高い水準の施設整備とすることが望まれます。

(3) これまでの取組実績

福岡市では、施設を新設又は改修する際には、平成11年に制定した施行規則に基づいて事前協議を行っており、整備基準に適合した施設のストック数は着実に増加しています。また、福岡市地下鉄七隈線に代表されるような先進的な整備事例や、利用者に配慮して自主的に整備基準を上回る整備を行う取組みも見られるなど、誰もが安心して快適に生活できる社会の実現をめざした福祉のまちづくりの理念や目的は行政をはじめ事業者や市民に浸透しつつあります。

■整備基準適合証の交付件数（累計）



■バリアフリー整備の事例紹介

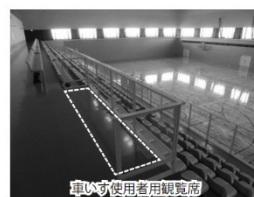
[香椎副都心公共施設 なみきスクエア]

平成28年6月に東区千早に開館した、東市民センター、千早音楽・演劇練習場、東図書館、証明サービスコーナーなどの機能を持つ複合施設で、車いす使用者用鑑賞スペース（固定席の取り外しが可能）や客席の一部に補聴器を補助する磁気誘導ループ設備、一般便所内の可動間仕切り（ホールへの来場者の性別比に応じて、便房の数を調整）等を設置しています。



[福岡市総合体育館]

平成30年12月1日にアイランドシティに開館したスポーツ拠点で、観客席には車いす使用者用の席、更衣室には車いす利用者用のシャワールームを設置しています。また、聴覚障がい者への対応として、エレベーターには耳マークのついた非常ボタン、一般トイレにはフラッシュライトを設置しています。



2. 改訂のポイント

施設整備マニュアル改訂のポイントは以下のとおりです。

(1) 客室について

車いす使用者がホテルなどの宿泊施設をより利用しやすくなるよう、車いす使用者用客室の必要数を見直しました。また、一般客室においても、高齢者や障がい者等が利用しやすい客室が増えるよう、配慮事項の充実化を図りました。

①車いす使用者用客室の必要数の見直し及び配慮事項の充実

車いす使用者用客室は、客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上の整備が必要です。
〔本編 p 155〕

また、車いす使用者用客室内での配慮事項について、客室出入口や便所、収納等に関する配慮事項に関する記載を充実させました。〔本編 p 155～158〕

※必要数については令和元年9月1日から新しい基準を施行しています。

■建築物 [13 客室]

新 整備基準	旧 整備基準
(1) 宿泊施設であって、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上、かつ、客室の総数が50以上のもの又は客室の総数が100以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。	(1) 宿泊施設であって、当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上、かつ、客室の総数が50以上のもの又は客室の総数が100以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設けること。

■車いす使用者用客室の配慮事項（追加内容の抜粋）

〔出入口〕

- ◆車いす使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が手動の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設けることが望まれます。

〔便所〕

- ◇腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とします。

〔浴室〕

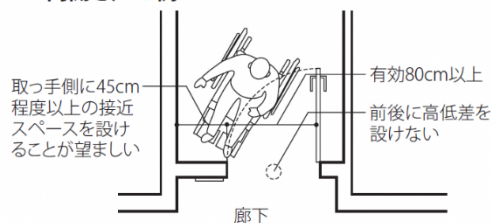
- ◇利用者の希望に応じて貸し出せるよう、浴室用車いす、シャワーチェア等を備えます。

〔収納等〕

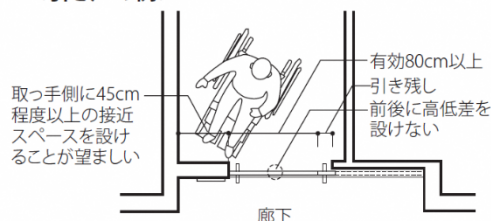
- ◇ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとします。

出入口の例

<内開き戸の例>



<引き戸の例>

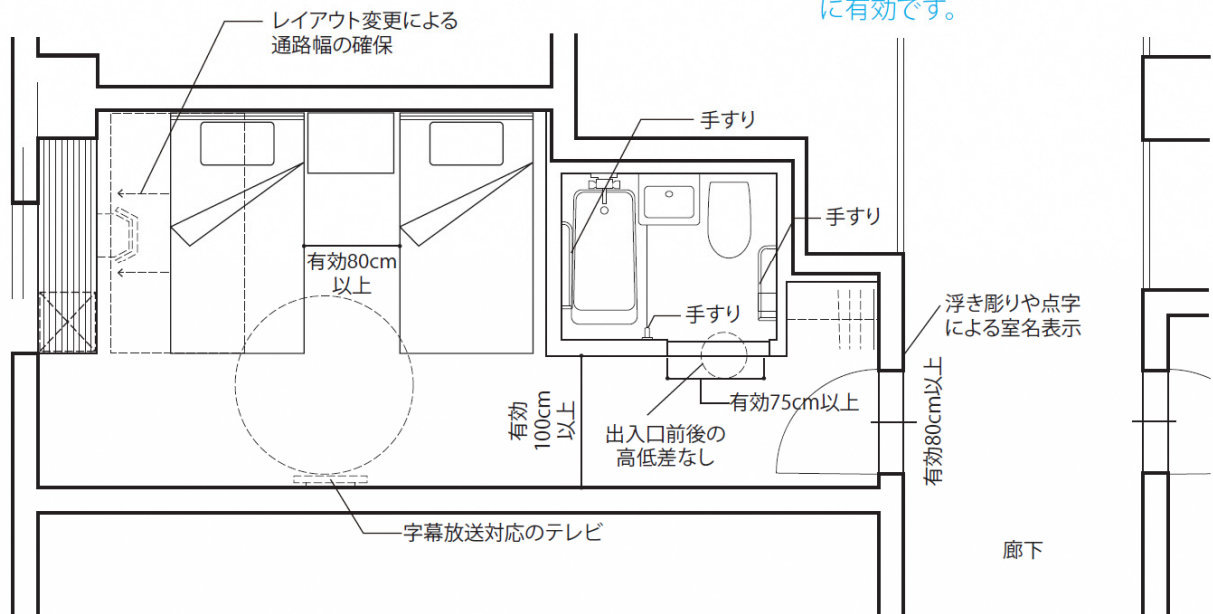


②一般客室での配慮事項の充実化

車いす利用者用客室以外の一般客室においても高齢者、障がい者等が利用しやすい空間とするため、出入口の幅や通路幅、ベッド間の幅など、一般客室での配慮事項について新たに記載しました。〔本編 p 159～160〕

■高齢者、障がい者等の利用に配慮した一般客室の整備例

*ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応も通路幅の確保に有効です。



③ソフト面のバリアフリー対応

すべての人が使いやすい空間となるためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、ソフト面の支援の例として、タブレットや補助犬用のボウルなど具体的に取組まれている事例をコラムに新たに掲載しました。〔本編 p 161〕

■ホテルでの貸し出し備品の例

▼タブレットを利用したサービス



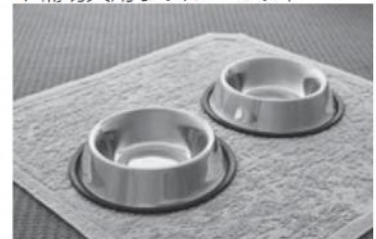
電話の代わりにタブレット端末を使用し、フロントと筆談・文字でのコミュニケーションができます。

▼アラートシステム



来客者訪問時(ドアチャイム)、客室電話が鳴った時などにモニターに文字とピクトグラムを表示し、室内灯(窓上)の点滅とバイプレータークッションの作動で知らせることができます。

▼補助犬用ボウル・マット



補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)のためのエサ用ボウルとマットがあります。

<資料提供>
京王プラザホテル

(2) 福祉型トイレ内の設備や機能のさらなる分散化

近年、福祉型便房の多機能化が進み、利用者が集中し、ニーズに応じた設備配置やスペースの確保が求められていることから、福祉型便房における機能分散を促すため、福祉型便房や一般便所での設備配置に関する考え方を見直しました。

①オストメイト用設備の設置を求める便所について

従来の整備基準では、福祉型便房には1以上のオストメイト用設備を設ける必要がありましたが、多機能化した福祉型便房に利用が集中し、便房内に広いスペースを必要とする車いす使用者が使いたいときに利用できない状況が発生しています。

そこで、一般便所にオストメイト用設備を設置できるようにすることで、多機能化した福祉型便房の機能分散が進むよう基準を見直しました。〔本編 p 102～103, 115, 231,241〕

■建築物 [6 便所]

新 整備基準	旧 整備基準
(5) <u>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合</u> においては、必要に応じて、次に定めるオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。）のための設備が備えられた便房を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上） <u>設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</u>	(5) (1)の規定により福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の福祉型便房には、次に定めるオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。）のための設備及び介護ベッド（長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。）を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
(6) (1)の規定により福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の福祉型便房には、 <u>大型ベッド（長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。）を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</u>	

■交通機関の施設 [1 便所]

新 整備基準	旧 整備基準
(2) <u>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合</u> においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上） <u>設け、当該便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</u>	(2) <u>福祉型便房を設ける場合</u> においては、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の当該便房には、次に定めるオストメイトのための設備及び介護ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
(3) <u>福祉型便房を設ける場合</u> においては、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の福祉型便房には、 <u>大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</u>	

②大型ベッドの整備について

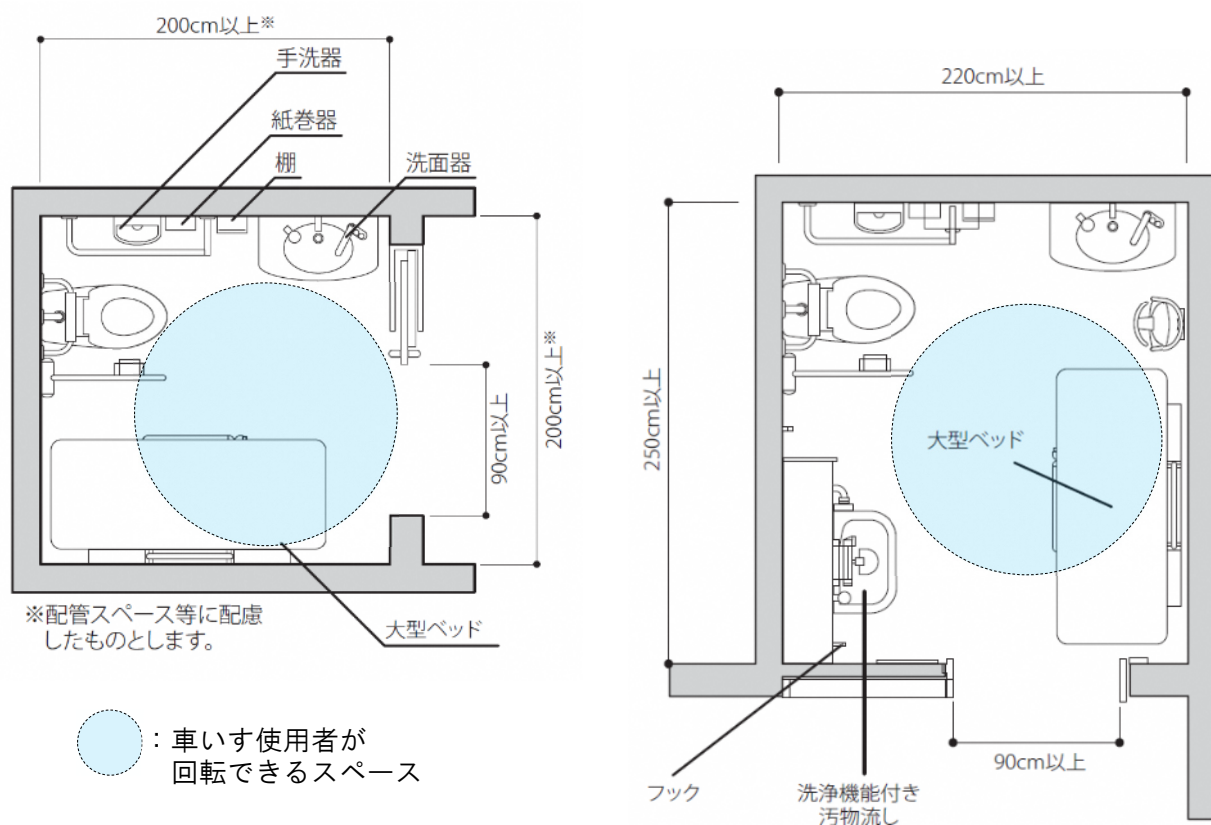
介助を必要とする肢体不自由者等は、着替えやおむつ交換、自己導尿などによる排泄などを行うために大型ベッドが必要です。そこで、福祉型便房に大型ベッドの設置の必要性を記載し、大型ベッドを設けた福祉型便房の整備例を充実させました。〔本編 p 93, 104, 106 他〕

また、実情にあわせ「介護ベッド」の名称を「大型ベッド」と変更しました。〔本編 p 93, 237 他〕

設計のポイント（抜粋）

- 便房は、車いす使用者がなるべく容易に利用できるように、車いすの転回スペースの確保、大型ベッド、手すり、手洗器等を適切な位置に設置します。

■大型ベッドを設けた福祉型便房の整備例



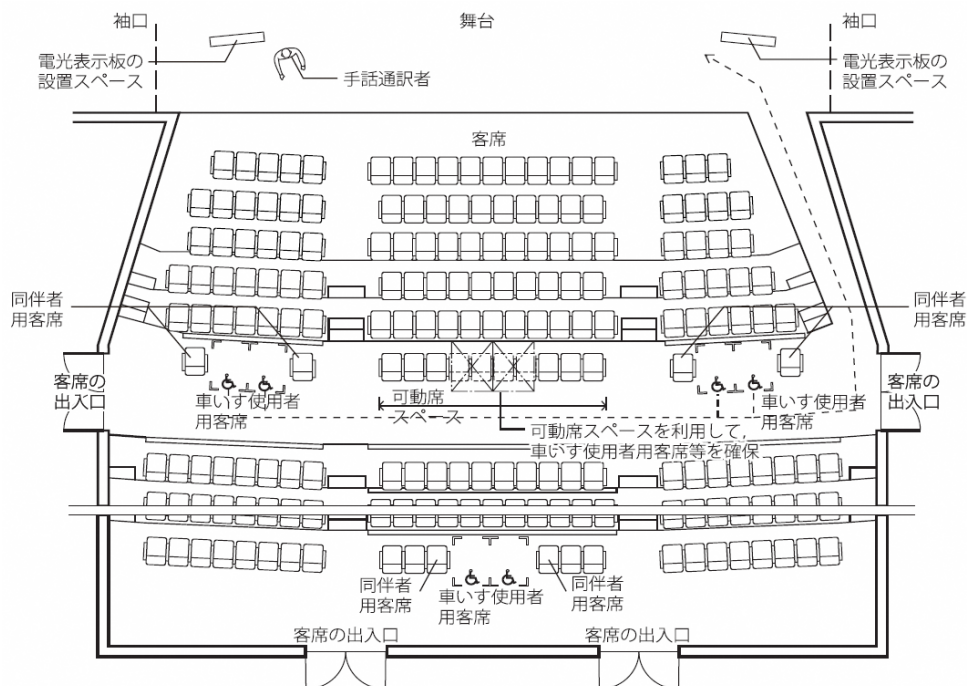
(3) 客席及び舞台について

客席及び舞台について、障がい者、高齢者等が他の利用者と同様に観劇・観覧できるよう、国のガイドラインを踏まえて記載内容を充実させました。

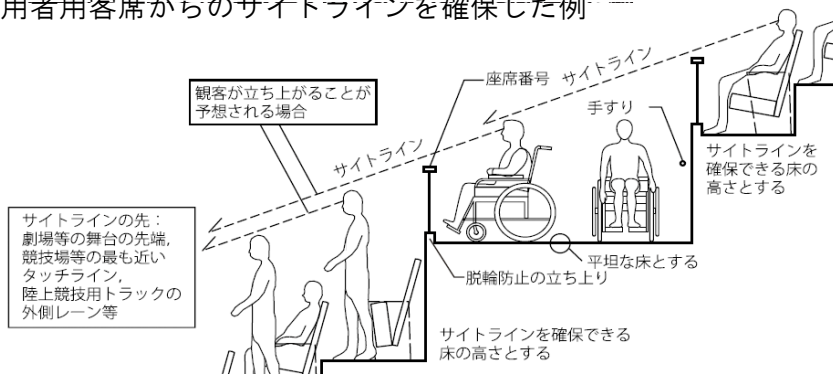
①車いす使用者用客席

車いす使用者が座席を選択できるよう 2 か所以上の固定位置に車いす使用者用客席を設けること、車いす使用者の座席からのサイトラインを確保することを望ましい整備内容として追加するとともに、車いす使用者用客席の配置例及びサイトラインを確保した例を新たに記載しました。〔本編 p 146〕

■車いす使用者用客席のスペースの配置例



■車いす使用者用客席からのサイトラインを確保した例



②区画された客席・観覧室

乳幼児連れや知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者が気がねなく観覧できる客席・観覧室を設けることを望ましい整備内容として新たに記載しました。〔本編 p 148〕

(4) 当事者別の配慮事項の充実

その他、当事者別の配慮事項について、国のガイドライン等を踏まえ、下記の内容について記載内容を充実させました。

①車いす使用者

車いす使用者が駐車場を利用する際にどのようなことで困っているか例示を示し、困っていることへ配慮した事例をコラムとして整理しました。〔本編 p 126〕

②視覚障がい者

視覚障がい者への情報手段として、これまでコラムとして掲載していた音声コードに加え、拡大読書器やことばの道案内を新たに記載しました。〔本編 p 173〕

■新たに掲載した内容

●拡大読書器

拡大読書器は、画像や文字等をモニターに拡大して表示又は音声化することができます。

拡大読書器を導入する場合は、印刷物などに記載されている内容を音声情報化できる「読み上げ機能付きの拡大読書器」とすることで、視覚障がい者がより安心して利用できます。

●ことばの道案内

「ことばの道案内」とは、地図や画像等を理解することが困難な視覚障がい者や視力の低下した高齢者のために、言葉の説明による道案内を行うものであり、NPO法人の会員により自発的に作成されたものです。

福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)、福岡市立心身障がい福祉センター(あいあいセンター)、各区役所など21ルートの道案内が作成されています。

<参考>

福岡市HP「ことばの道案内」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/keikaku/health/kotobanomitannai.html>)
NPO法人 ことばの道案内「ウォーキングナビ」(<http://www.walkingnavi.com/>)

10mほど進むと、T字形の点字ブロックがあります。そのT字形のブロックを左9時の方向に…



▲「ことばの道案内」利用イメージ

③聴覚障がい者

〔建築物のエレベーター〕

聴覚障がい者等の緊急時の対応に配慮したエレベーター内の設備について、望ましい整備内容を新たに記載しました。〔本編 p 89〕

④認知症の人

超高齢社会の進展により今後も認知症の人の増加が見込まれることから、令和元年度に福岡市が策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」で紹介している施設づくりの上でのデザインのポイントをコラムとして整理しました。〔本編 p 174〕

■新たに掲載した内容

●デザインの基本的な考え方

○記憶に頼らず行動できる空間づくり

認知症の人は記憶に頼って周囲の状況を把握することが困難になります。記憶に頼らなくても、その場で得られる手がかりから、自分がいる場所、行きたい場所を理解できるようにすることが重要です。

○安心して、自分らしく選ぶことができる居場所づくり

自らの行動を選択できることは、その人らしい生活の第一歩になります。一人になれたり、他者と交流できたり、安心して自分らしく選ぶことができる居場所があることが重要です。

●デザインのポイント

1. 色(明度)の組み合わせ

- ・目立たせるところはコントラストを強く
- ・目立たせないところはコントラストを弱く 等

2. サインと目印の活用

- ・文字とピクトグラムを併記する
- ・適切な設置場所、適切な大きさ 等

3. 明るさの調節

4. 親しみや安心感への配慮

5. 安全な屋外空間



文字とピクトグラムを併記し、サインを目線の位置に掲示

空間認識をしやすいするため、壁と床のコントラストをつける



便器などの目立たせたい場所は周囲とのコントラストをつける

スタッフが主に利用する場所は、周囲とのコントラストをつけない

※詳しくは、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照ください

⑤乳幼児連れ

〔建築物の授乳スペース〕

男性が授乳スペースを利用する機会が増えていることから、授乳室で哺乳瓶による授乳やおむつ替えができるよう配慮することに加え、女性専用か、男女共用かがわかるよう、入口に男女の入室可否を示すことを望ましい整備内容として新たに記載しました。〔本編 p 165〕

3. 改訂の主な項目と内容

施設整備マニュアル改訂版 2020 の改訂の主な項目と内容は以下のとおりです。

No.	頁	項目	新規	修正	改訂内容
1. 概要編					
1	4	本市の施設整備の基本的な考え方	○		福岡市における施設整備の考え方と基準設定の考え方を記載
2	6-7	これまでの取組み実績		○	新たな施設を中心に再編集
2. 設計編					
2-1.建設物編					
3	89	エレベーター 14. 外部との連絡	○		聴覚障がい者も含めた緊急時対応として外部との連絡のための設備を設けることを望ましい整備内容とする
4	93	便所（福祉型便房） 設計のポイント等		○	大型ベッドの必要性を設計のポイントに記載
5	102 115	便所（福祉型便房） 便所（一般便所）		○	機能分散化を進めるため、オストメイトのための設備を一般便所にも設置できるよう令和2年4月1日に規則を改正
6	105他	便所（福祉型便房）	○	○	大型ベッドを設けた福祉型便房の例を追加。あわせて、これまで分散して掲載していた福祉型便房の例を一か所に集約化
7	145	客席及び舞台 1. 席の数	○		固定位置のスペースを確保した上で、可動席スペースを設けることを望ましい整備内容とする
8	145	客席及び舞台 2. スペース	○		席から舞台等へのサイトラインを確保することを記載
9	148	客席及び舞台 4. 通路の構造		○	一般客席の通路の構造を新たに記載
10	148	客席及び舞台 7. 区画された客席・観覧室	○		乳幼児連れなどが気兼ねなく観覧できるよう区画された客席・観覧室を設けることを望ましい整備内容とする
11	154	客室 車いす利用者用客室の必要数の整備基準		○	移動等円滑化基準改正により必要数が強化されたことに対応し、令和元年9月1日に規則を改正
12	159	客室 6. 一般客室の構造	○		一般客室の構造に関する記述の充実

No.	頁	項目	新規	修正	改訂内容
2-2.交通機関の施設					
13	203	移動等円滑化された経路 1.移動等円滑化された経路	○		バリアフリールート of 最短経路化を整備基準とする
14	204	移動等円滑化された経路 1.移動等円滑化された経路	○		別事業者の乗降場との乗り継ぎ円滑化を望ましい整備内容とする
15	204	移動等円滑化された経路 3.通路の識別	○		移動等円滑化経路の床面と柱等の識別を望ましい整備内容とする
16	217	エレベーター 1.大きさ	○		エレベーターのかごの大きさ等を利用状況に応じて複数化・大型化することを整備基準とする
17	225	乗降場 4.隙間, 段		○	一定の場合に車いす使用者が単独で乗降できるよう段差, 隙間を解消することを標準的な整備内容とする
18	231 241	便所（一般便所） 便所（福祉型便所）		○	機能分散化を進めるため, オストメイトのための設備を一般便所にも設置できるよう令和2年4月1日に規則を改正
3. 資料編					
3-1.技術的資料					
19	402	ピクトグラムの例		○	新たにJIS規格となったピクトグラム等を追加